

安全保障法制の拙速な採決に反対する意見書（案）

政府は、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法、PKO法などの改正を行う「平和安全法制整備法案」と、他国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する新法である「国際平和支援法案」を提出し、衆議院本会議で法案を可決・通過させたあと、参議院においても、来週の16日の特別委員会で採決する方針とされ、遅くとも18日までには成立させる構えでいる。

各種の世論調査において、未だに国民の大多数は政府の説明が不十分であるとしており、去る6月4日の衆議院憲法審査会においては、参考人の憲法学者全員や歴代の内閣法制局長官などから、集団的自衛権の行使を容認する解釈及びこれらの法案について、憲法違反であるとの指摘がなされたことは周知の事実である。

よって、政府・与党には、立憲主義に基づき、法案への国民の疑問や不安を真摯に受け止めるなど世論を尊重し、国民への丁寧な説明など、時間をかけた国民的議論を尽くす姿勢が求められている。

よって、本県議会は、安全保障関連法案の今国会での成立に固執することなく、審議をより慎重かつ丁寧に進めるよう求めるとともに、拙速な採決に反対するものである。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月9日

福 井 県 議 会